

1	令和8年度 第2回厚真町農業委員会総会議事録
	令和8年5月29日（金） 午前9時30分から
2	令和8年度 第2回厚真町農業委員会総会を総合福祉センター第2会議室に招集する。
3	出席委員 14名（定員14名） 会長 14番 小谷和宏 職務代理 13番 高橋有悦 委員 1番 早坂信一 2番 岡嶋修司 3番 藤本裕一 4番 上田輝美 5番 中島純一 6番 中島広幸 7番 長谷川和司 8番 斉藤 仁 9番 澤田和博 10番 工藤英暢 11番 安田久美子 12番 米澤慶一
4	議事日程 第1 議事録署名委員の指名 第2 会期の決定 第3 諸般の報告 第4 農業者年金業務報告 第5 報告第1号 各諸証明の発行 第6 報告第2号 農用地あっせん 第7 議案第1号 現況証明 第8 議案第2号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認 第9 議案第3号 農地中間管理機構による農用地の買入れの協議に係る町長に対する通知要請 第10 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請 第11 議案第5号 厚真町農業振興地域整備計画の変更 第12 議案第6号 農用地利用集積等促進計画案 第13 農地移動適正化あっせん委員の指名
5	議事に参与した者（事務局職員） 大垣事務局長 石間主査、奥井主事
事務局（大垣局長）	ただ今から、令和8年度 第2回総会を開催いたします。 開催にあたりまして、小谷会長よりご挨拶を申し上げます。
議長	【会長挨拶】
事務局（大垣局長）	本日の出席委員は、14名中14名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、厚真町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は小谷会長をお願いいたします。
6	議 事
議長	これより、議事に入ります。（午前9時31分） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 厚真町農業委員会会議規則第12条第1項の規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

	【「異議なし」の声あり】
議長	それでは、高橋職務代理、藤本委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大垣事務局長、奥井主事、柿崎主事を指名いたします。
議長	日程第2 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長	「異議なし」と認めます。 したがって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。
議長	日程第3 諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布のとおりでありますので、報告済みといたします。
議長	日程第4 農業者年金業務報告を行います。 事務局から、説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	本日配布の、農業者年金処理台帳をご覧ください。 5月分の処理状況でございますが、 受付番号49～50番 死亡関係届出書2件 以上の通り処理しています。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、「農業者年金業務報告」は、報告のとおりといたします。
議長	日程第5 報告第1号「各諸証明の発行」を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書1ページをお開きください。 報告第1号 各諸証明の発行について 厚真町農業委員会処務規程第4条第1項の規定により下記のとおり発行したので、報告する。 令和8年5月29日提出 厚真町農業委員会会長 証明番号5～6番 耕作証明2件を記載の通り発行しております。 申請人につきましては、右に記載のとおりです。 以上で報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、報告第1号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、報告第1号「各諸証明の発行」については、報告のとおりといたします。
議長	日程第6 報告第2号 「農用地あつせん」1番を議題とします。事務局より、説明をお願いいたします。

事務局(奥井主事)	本日報告 2 号について差替えをしています。 差替えた方をご覧ください。 差替え理由につきまして、報告 2 号 1 番について当初、〇〇地番を含めて、貸付けタイプを利用しての売買を行う予定でしたが、北海道農業公社と事前に現地確認を行なったところ、〇〇地番の農地については団地化していないため、貸付けタイプに含めることが難しいため、〇〇地番は即売りタイプ、〇〇地番について貸付けタイプを利用して行う予定となっています。 報告第 2 号 農用地あっせんについて 次のとおり農用地あっせんを実施したので報告する 令和 8 年 5 月 29 日 厚真町農業委員会会長 1 番 申出人 〇〇 ■■■ 申出日 令和 8 年 3 月 3 日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 斉藤委員長、工藤委員、岡嶋委員を令和 8 年 3 月 31 日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地、価格ですが、所在 〇〇番以下 2 筆記載のとおりです。 地目 記載のとおり 地積 2 筆合計 36,533 m² 相手方 〇〇 ■■■ あっせん月日 令和 8 年 5 月 21 日 不成立としています。 こちらは本日の議案第 3 号であるとおおり、今後買入協議を行い公社による買入を行う予定です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。ここで、あっせんについて補足説明を求めます。1 番を斉藤委員お願いします。
斉藤委員	長年■■■さんが■■■さんの土地を賃貸しており、今回契約が更新される時期になったため、売買する運びになりました。 今回、貸付けタイプを利用したいということで不成立となっています。よろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。これより、報告第 2 号 1 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
早坂委員	成立分と不成立分として上げた方が良かったのではないかと。
事務局(奥井主事)	今後あっせんを行なった後に報告案件及び議案で即売りタイプについては付議する予定でございます。
議長	ほかになにかありません
	【「ありません」と声あり】
議長	これで質疑を終わります。したがって、報告第 2 号「農用地あっせん」1 番については、報告のとおりといたします。
議長	次に、報告第 2 号「農用地あっせん」2 番を議題といたします。本件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、■■■委員は退席をお願いいたします。
	【退席：午前 9 時 43 分】
議長	それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局(奥井主事)	続いて2番 申出人 ○○市 ■■ 申出日令和8年4月27日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 長谷川委員長、斉藤委員、岡嶋委員を令和8年4月30日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地、価格ですが、所在○○番地以下13筆記載のとおりです。 地目 記載のとおり 地積13筆合計 173,264 m² 相手方 ○○ ■■ あっせん月日 令和8年5月21日 不成立としています。 こちらも本日の議案第3号であるとおおり、今後買入協議を行い公社による買入を行う予定です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 ここで、あっせんについて、補足説明を求めます。 あっせん委員を代表しまして、長谷川委員お願いします。
長谷川委員	以前から■■さんが賃貸しており、今回売買する運びになりました。 面積がとても大きいので、1500万円の控除が利用できる貸付けタイプで進めることになったと聞いていますので、お願いいたします。
議長	ありがとうございます。 これより、報告第2号2番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 したがって、報告第2号「農用地あっせん」2番については、報告のとおりといたします。
工藤委員	【着席：午前9時50分】
議長	日程第7 議案第1号「現況証明」についてを議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書3ページをお開きください。 議案第1号 現況証明について 次のとおり現況証明願があったので提出する。 令和8年5月29日提出 厚真町農業委員会会長 1番 所在 ○○番○以下7筆記載の通りでございます。 公簿地目 7筆記載のとおりです。 申請現況 雑種地。 農業委員3名との現地確認の結果、判定は雑種地と判定しています。 地積 7筆号計1,641 m² 願出人・所有者 ○○市 ■■。 願出理由 地目変更登記のため。 説明資料1ページをご覧ください。 1ページ目に申請地位置図。2ページ目及び3ページ目に地番図。続いて4ページ目及び5ページ目に写真図でございます。写真図は震災前のものです。ご了承ください。 6ページ目及び7ページ目をご覧ください。各地番毎の現地写真になります。 早坂委員、米澤委員、高橋職務代理で現地確認を行い、申請地は非農地と判断しております。以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。ここで地区担当より補足説明を求めます。早坂委員お願いいたします。

早坂委員	資料のとおり、全て雑種地ということで、どうしても本人いませんし、震災後の石が残っており、耕作が困難ですので、非農地ということでよろしく願いいたします。
議長	ありがとうございます。 これより、議案第1号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第1号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第1号「現況証明」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第8 議案第2号 「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書4ページでございます。 議案第2号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について。 農地法第18条第6項の規定により、通知のあった合意解約について、同法第18条第1項の許可を受けることを要しないものであるかどうか、審議を求める。 令和8年5月29日提出、厚真町農業委員会会長。 農地法第18条第1項の許可でございますが、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約などの通知を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となります。但し、知事の許可を必要としない要件に該当する場合は、この限りではなくなっております。その要件として、合意による解約が農地の引き渡し前の6カ月以内に成立した合意によって行われる場合は、知事の許可を必要としないとなっております。 本文に戻ります。 1番、賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 ○○市 ■■■ 所在、○○番○以下4筆記載のとおりでございます。 面積 4筆合計3,150㎡。合意解約成立年月日、令和4年4月1日。 土地の引渡し時期、令和8年5月29日でございます。 2番、賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 札幌市 北海道農業公社 所在、○○番○以下2筆 記載のとおりでございます。 面積 2筆合計9,311㎡。合意解約成立年月日、令和8年5月19日。 土地の引渡し時期、令和8年5月19日でございます。 3番、賃借人 札幌市 北海道農業公社 賃貸人 ○○市 ■■■ 所在、○○番○以下2筆 記載のとおりでございます。 面積 2筆合計9,311㎡。合意解約成立年月日、令和8年5月19日。 土地の引渡し時期、令和8年5月19日でございます。

事務局(奥井主事)	4 番、賃借人 ○○ ■■ 賃貸人 ○○市 ■■ 所在、○○番○以下 4 筆 記載のとおりでございます。 面積 4 筆合計 51,091 m²。合意解約成立年月日、令和 8 年 5 月 19 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 5 月 19 日でございます。 5 番、賃借人 ○○ ■■ 賃貸人 ○○市 ■■ 所在、○○番○ 記載のとおりでございます。 面積 4,558 m²。合意解約成立年月日、令和 8 年 5 月 19 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 5 月 19 日でございます。 6 番、賃借人 ○○ ■■ 賃貸人 ○○ ■■ 所在、○○番○以下 2 筆 記載のとおりでございます。 面積 2 筆合計 31,322 m²。合意解約成立年月日、令和 8 年 5 月 19 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 5 月 19 日でございます。 7 番、賃借人 ○○ ■■ 賃貸人 ○○ ■■ 所在、○○番○以下 5 筆 記載のとおりでございます。 面積 5 筆合計 5,489.32 m²。合意解約成立年月日、令和 8 年 5 月 19 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 5 月 19 日でございます。 8 番、賃借人 ○○ ■■ 賃貸人 ○○ ■■ 所在、○○番 記載のとおりでございます。 面積 5,207 m²。合意解約成立年月日、令和 8 年 5 月 19 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 5 月 19 日でございます。 9 番、賃借人 ○○ ■■ 賃貸人 ○○ ■■ 所在、○○番○以下 17 筆 記載のとおりでございます。 面積 17 筆合計 64,608 m²。合意解約成立年月日、令和 8 年 5 月 19 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 5 月 19 日でございます。 10 番、賃借人 ○○ ■■ 賃貸人 ○○ ■■ 所在、○○番○ 記載のとおりでございます。 面積 24,975 m²。合意解約成立年月日、令和 8 年 5 月 19 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 5 月 19 日でございます。 11 番、賃借人 ○○ ■■ 賃貸人 ○○ ■■ 所在、○○番○以下 5 筆 記載のとおりでございます。 面積 5 筆合計 10,611 m²。合意解約成立年月日、令和 8 年 5 月 19 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 5 月 19 日でございます。 12 番、賃借人 ○○ ■■ 賃貸人 ○○ ■■ 所在、○○番 記載のとおりでございます。 面積 23,352 m²。合意解約成立年月日、令和 8 年 5 月 20 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 5 月 29 日でございます。 本件については、書面による合意解約であることが明らかであり、かつ、合意成立日から 6 ヶ月以内に農地の引渡しが行われることが確認できたため、農地法第 18 条第 1 項ただし書に該当し、同項の許可を要しないものと認められます。 以上で説明を終わります。
------------------	--

議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 2 号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 2 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 2 号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第 9 議案第 3 号「農地中間管理機構による農用地の買入れの協議に係る町長に対する通知要請」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 6 ページでございます。 農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項の規定に基づき、あっせんを受けたい旨の申し出のあった下記の農用地について、農地中間管理機構、公益財団法人北海道農業公社による買入れが必要であると認められるので、厚真町長に対し、同条第 2 項による通知をするよう要請することについて委員会の可否を求めます。 令和 8 年 5 月 29 日提出、厚真町農業委員会会長。 まず、本議案でいう買入の協議とは、公社の農地売買等事業の貸付タイプを利用する際の手続きとなります。 買入協議では、農業委員の立会いのもと、公社に購入してもらう額を決めて頂くこととなります。 今後の総会で公社と各案件の売買の案件が上がる予定でございますが、その際の、売買価格は買入協議で決まった額となるということでございます。 本文に戻ります。 1 番 申出人 ○○ ■■ ○○番○以下 5 筆。面積 5 筆合計 101,939 m²でございます。 2 番 申出人 ○○ ■■ ○○番○以下 12 筆。面積 12 筆合計 80,613.37 m²でございます。 3 番 申出人 ○○ ■■ ○○番以下 2 筆。面積 2 筆合計 36,533 m²でございます。 4 番 申出人 ○○市 ■■ ○○番以下 13 筆。面積 13 筆合計 173,264 m²でございます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 3 号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
議長	4 番の○○地番は○○地番と離れているが問題ないのか。
事務局(奥井主事)	こちらも公社と確認しており、2 筆で 1ha 以上の団地化をしているため、貸付けタイプに含めて問題ないと確認しています。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 3 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 3 号「農地中間管理機構による農用地の買入れの協議に係る町長に対する通知要請」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第 10 議案第 4 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」を議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 7 ページです。 議案第 4 号 農地法第 3 条の規程による許可申請について。 次のとおり農地法第 3 条の許可申請があったので可否について審議を求める。 令和 8 年 5 月 29 日提出、厚真町農業委員会会長。 所在 ○○番○以下 26 筆記載のとおり 現況地目 記載のとおり 地積 26 筆合計 179,734 m ² 貸主 ○○ ■■■ 借主 ○○ ■■■ 契約内容 使用貸借でございます。 説明資料 8 ページをお開きください。 8 ページに位置図、9 ページから 11 ページに地番図、12 ページから 14 ページに写真図でございます 15 ページに農地法 3 条調査書でございます。 法人化による自己所有地の使用貸借であり、各要件には記載のとおりにもいづれも該当いたしません。以上のことから、許可相当と判断しております。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 4 号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 4 号について起立により採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第 11 議案第 5 号 「厚真町農業振興地域整備計画の変更」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
	議案書の 8 ページをご覧ください。 議案第 5 号厚真町農業振興地域整備計画の変更について 農業振興地域整備計画でございますが、農業振興地域の制度に関する法律に基づきまして、市町村が作成する計画となっております。 この計画につきましては、農業として利用すべき土地の区域を農地区域と設定し、総合的に農業の振興を図るために必要な政策を計画的に推進することを目的に定めた計画でございます。 この計画を変更する場合には、関係機関の意見を聴取しなければならないということで、農業協同組合、土地改良区、農業委員会、共済組合、森林組合の意見を聴取することとなっております。 本文に戻ります。 厚農業号をもって厚真町長から農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたので提出する。令和 8 年 5 月 29 日提出。厚真町農業委員会会長。

事務局(奥井主事)	1 番、変更にかかる土地 ○○番○以下 2 筆。 面積合計 10,160.72 m²。現況地目 山林 変更に係る事業計画でございますが、計画者 苫小牧広域森林組合。 事業目的につきましては、人工造林の実施でございます。 整備計画変更の理由につきましては、人工造林実施のためでございます。 変更後の用途区分は造林地でございます。 説明資料 25 ページをお開き下さい。こちら 25 ページから 34 ページまでが厚真町が作成した厚真町農業振興地域整備計画案の資料一式となっております。 まずは、説明資料 16 ページをお開き下さい。 見にくいですが、位置図、17 ページに写真図になります。 18 ページでございます。こちらは農業振興地域の整備に関する法律に基づく、いわゆる除外の 6 要件等についての審査状況でございます。 下段の 1～6 番については農振を除外するために必要な 6 要件でございますが、こちらは全て満たすことで除外することが出来、今回の計画は記載の通り全て要件を満たしております。 事務局からは以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 5 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 5 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 5 号「厚真町農業振興地域整備計画の変更」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第 12 議案第 6 号 「農用地利用集積等促進計画案」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 9 ページをお開き下さい。 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画案について。 厚真町からの事務委任をうけ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により作成した、下記の農用地利用集積等促進計画の案について審議を求める。また、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて決定を求める。 令和 8 年 5 月 29 日提出、厚真町農業委員会会長。 議案書 10 ページでございます。 受け手側 1 番 ○○ ■■ 出し手側 1 番 ○○ ■■■■ 設定する土地 ○○番○以下 5 筆記載のとおりでございます。 地積 5 筆合計 5,489.32 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8.6.19～R13.3.31 まででございます。 借賃 ○○円で単価○○円でございます。 続いて、出し手側 2 番 ○○ ■■ 設定する土地 ○○番○以下 2 筆記載のとおりでございます。 地積 2 筆合計 31,322 m²でございます。

	設定する内容 存続期間 R8. 6. 19～R13. 3. 31 まででございます。 借賃〇〇円で単価〇〇円でございます。 続いて出し手側 3 番 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇番 記載のとおりでございます。 地積 5,207 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 6. 19～R13. 3. 31 まででございます。 借賃〇〇円で単価〇〇円でございます。 続いて出し手側 4 番 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇番〇以下 19 筆 記載のとおりでございます。 地積 合計 73,919 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 6. 19～R13. 3. 31 まででございます。 借賃〇〇円で単価〇〇円及び〇〇円でございます。 続いて出し手側 5 番 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇番 記載のとおりでございます。 地積 3,984 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 6. 19～R13. 3. 31 まででございます。 借賃〇〇円で単価〇〇円でございます。 議案書 11 ページにいまして 続いて出し手側 6 番 〇〇市 ■■■ 設定する土地 〇〇番〇 記載のとおりでございます。 地積 4,558 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 6. 19～R13. 3. 31 まででございます。 借賃〇〇円で単価〇〇円でございます。 続いて出し手側 7 番 〇〇市 ■■■ 設定する土地 〇〇番〇 記載のとおりでございます。 地積 51,091 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 6. 19～R13. 3. 31 まででございます。 借賃〇〇円で単価〇〇円でございます。 続いて出し手側 8 番 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇125 番 1 記載のとおりでございます。 地積 24,975 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 6. 19～R13. 3. 31 まででございます。 借賃〇〇円で単価〇〇円でございます。 受け手側 2 番 〇〇 ■■■ 出し手側 9 番 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇番〇以下 5 筆記載のとおりでございます。 地積 5 筆合計 10,611 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 6. 19～R13. 3. 31 まででございます。 借賃 〇〇円で単価〇〇円及び〇〇円でございます。
--	---

	受け手側 3 番 ○○ ■■ 出し手側 10 番 ○○市 ■■ 設定する土地 ○○番○以下 14 筆記載のとおりでございます。 地積 14 筆合計 31,047 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 6. 19～R13. 3. 31 まででございます。 借賃○○円で単価はそれぞれ記載のとおりでございます。 受け手側 4 番 ○○ ■■ 出し手側 11 番 ○○ ■■ 設定する土地 ○○以下 3 筆記載のとおりでございます。 地積 3 筆合計 20,343 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 6. 19～R13. 3. 31 まででございます。 借賃○○円で単価はそれぞれ記載のとおりでございます。 受け手側 5 番 ○○ ■■ 出し手側 12 番 ○○ ■■ 設定する土地 ○○番○以下 3 筆記載のとおりでございます。 地積 3 筆合計 18,289 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 6. 19～R13. 6. 30 まででございます。 借賃○○円で単価○○円でございます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 新規設定がありますので、地区担当委員の意見を求めます。賃貸借関係 借手側 1 番～2 番を高橋職務代理お願いいたします。
高橋職務代理	先程合意解約でありましたとおり、これまで■■さんが個人で借りていたものを法人へ賃貸するということで、新規案件となっていますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは、議案第 6 号に対する質疑を許します。何かございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	異議なしと認めます。 それでは、議案第 6 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画案については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第 12 「農地移動適正化あっせん委員の指名」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	(あっせん申出地について説明)
議長	事務局の説明が終わりました。 お諮りいたします。あっせん委員を議長より指名することについて、ご異議ございませんか
	【「ありません」の声あり】
議長	異議なしと認めます。 それでは、あっせん委員を指名いたします。 ○○ ■■さんの申し出地につきましては、中島広幸委員、澤田委員、上田委

	員を指名いたします。なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に藤本委員を指名いたします。 続いて〇〇 ■■さんの申し出地につきましては、工藤委員、長谷川委員、岡嶋委員を指名いたします。なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に斉藤委員を指名いたします。 続いて〇〇 ■■さんの申し出地につきましては、長谷川委員、工藤委員、岡嶋委員を指名いたします。なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に斉藤委員を指名いたします。
議長 (高橋職務代理)	以上、本総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもって、令和8年度第2回厚真町農業委員会総会を閉会いたします。 【午前 10 時 28 分閉会】

※以上の顚末を証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長（小谷和宏）

署名委員（高橋宥悦）

署名委員（藤本裕一）